

平成二十一年政令第八十三号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令

内閣は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第三十条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「法」という。）第九條第一項に規定する特定事業者（以下この項及び第七項において「特定事業者」という。）の同条第一項第二号に規定する事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額及び各連結事業年度において生じた個別欠損金額で法第三十条第一項に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 適用年度終了の時ににおける当該適用年度前の事業年度及び連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額の合計額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある欠損金額

ロ 適用年度が連結事業年度である場合 法人税法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該特定事業者に帰せられる金額

2 法第三十条第一項に規定する事業譲渡の時ににおける事業会社の株式の価額として政令で定める金額は、法第十条第一項に規定する認可事業再編計画に記載された法第九条第一項第七号に規定する株式の価額とする。

3 法第三十条第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書等又は連結確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書等又は連結確定申告書等の提出

があつた場合においても、その記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があるとき、法第三十条第一項の規定を適用することができる。

5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法第三十条第二項第一号に規定する事業年度をいう。

二 連結事業年度 法第三十条第二項第二号に規定する連結事業年度をいう。

三 欠損金額 法第三十条第二項第三号に規定する欠損金額をいう。

四 連結欠損金額 法第三十条第二項第四号に規定する連結欠損金額をいう。

五 個別欠損金額 法第三十条第一項に規定する個別欠損金額をいう。

六 連結所得 法第三十条第二項第六号に規定する連結所得をいう。

七 確定申告書等 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。

八 連結確定申告書等 租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。

6 法第三十条第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）並びに租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 4 columns: 法人税法又は若しくは第五十九条、十九、十九、規定、又は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）以下「水俣特別措置法」という。第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法第五十九條第一号ト

十九

規定

又は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）以下「水俣特別措置法」という。）第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第一號ハ

十九

規定

又は水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第七號

第二項

規定

掲げる規定及び水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定により法第五十九条第二項に規定する適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される水俣特別措置法第三十条第一項に規定する欠損金額及び個別欠損金額の合計額

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

又は水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定

法人税法施行令第九條第二號

第二項

規定

第二項及び第二十九條及び第三十條及び第三十六條第五項	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第三十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第四十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第五十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第六十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第七十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第八十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十一條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十二條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十三條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十四條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十五條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十六條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十七條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十八條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第九十九條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額
第一百條	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損額

7 特定事業者が第五項第二号に規定する連結事業年度において法第三十條第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合において、当該特定事業者の法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第三十條第一項又は第三項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

附則抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日政令第五号) 抄
施行期日

第一条 この政令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十二年十月一日

附則 (平成二十二年三月三十一日政令第五号) 抄
施行期日

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 第一条中租税特別措置法施行令第十九條の三第三十一項の改正規定、同令第二十五條の八第六項第二号の改正規定、同令第二十五條の八の二第九項第一号の改正規定、同令第八項第一号ハの改正規定(第五項)を「第六項」に改める部分に限る。)、同令第四項の改正規定

同令第二十五條の十の二第一項の改正規定(同項中「第百六十七條の七第三項から第五項までの規定の」を「第百六十七條の七第三項から第六項までの規定の」に改める部分及び「同項第二号中「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。)、同令第十二項第二号イの改正規定、同令第十三項第一号の改正規定、同令第十五項第九号の改正規定(「この号」の下に「及び第十九号」を加える部分を除く。)、同令第二十項の改正規定(第五項を「第六項」に改める部分に限る。)、同令第二十三項第一号の改正規定、同令第二十五條の十の二第四項第一号の改正規定、同令第二十五條の十二第七項の改正規定、同令第二十五條の十四第四項の改正規定、同令第二十五條の十四の二第四項の改正規定、同令第二十五條の二十第二項の改正規定、同令第二十六條の二十八の三第六項の改正規定(「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。)、同令第二十七條の四の改正規定(同令第一項に係る部分及び同令第三項に係る部分を除く。)、同令第二十七條の四の二の改正規定、同令第二十七條の五第七項の改正規定、同令第二十七條の六第九項の改正規定、同令第二十七條の七第六項の改正規定(「第四十二條の七第七項第五号」を「第四十二條の七第七項第六号」に改める部分及び同項を同令第七項とする部分を除く。)、同令第十三項の改正規定(同項を同令第十四項とする部分を除く。)、同令第二十七條の九第九項の改正規定、同令第二十七條の十第三項の改正規定、同令第二十九條の二の二の改正規定(同令第二項第五号に係る部分を除く。)、同令第三十二條の二の改正規定(同令第二項中「政令で定める資源は、石油(可燃性天然ガスを含む)、金属鉱物、石炭及び木材とし、同号に規定する」及び「、伐採した木材の切削」を削る部分並びに「これら」を「これ」に改める部分を除く。)、同令第三十二條の三の改正規定、同令第三十二條の四の改正規定、同令第三十二條の五の改正規定、同令第三十三條の三及び第三十三條の四第七項の改正規定、同令第三十三條の五第十四項の改正規定、同令第三十五項の改正規定、同令第十八項の改正規定、同令第三十三條の七の改正規定、同令

第三十三條の八の改正規定、同令第三十三條の九第四項の改正規定、同令第三十四條の改正規定、同令第三十六條第五項の改正規定、同令第三十七條第五項の改正規定、同令第三十七條の二第四項の改正規定(同項を同令第三十七條の三項とする部分を除く。)、同令第三十七條の三第五項の改正規定、同令第三十八條の改正規定、同令第三十八條の四の改正規定(同令第十二項第一号に係る部分を除く。)、同令第三十八條の五の改正規定(同令第六項第一号に係る部分を除く。)、同令第三十九條の改正規定、同令第三十九條の三第六項の改正規定、同令第三十九條の七の改正規定、同令第三十九條の八第六項の改正規定、同令第三十九條の九の改正規定、同令第三十九條の九の二の改正規定、同令第三十九條の十第四項の改正規定、同令第三十九條の十二の改正規定(同令第五項に係る部分、同令第十三項第一号中「同項に規定する租税条約」を「租税条約」に改め、「締約国」の下に「又は締約者(次号において「条約相手国等」という。))を加える部分及び「同条約相手国等」に改める部分を除く。)、同令第三十九條の十二の二第一項第一号の改正規定、同令第三十九條の十三第二十九項の改正規定、同令第三十九條の十五第一項第一号の改正規定、同令第二号の改正規定、同令第三十九條の十九第四項の改正規定(「第六十六條の八第五項」を「第六十六條の八第六項」に改める部分及び同項を同令第五項とする部分を除く。)、同令第三項の改正規定(「適格合併等(次項において「適格合併」という。))の日」を「適格組織再編成(次項において「適格組織再編成」という。))の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次項において同じ。))に改める部分及び「事後設立法人(」を「現物分配法人(」に改める部分に限る。)、同令第一号の改正規定、同令第二号の改正規定、同令第三号の改正規定、同令第四号及び第五号の改正規定、同令第六項の改正規定、同令第三十九條の二十七の改正規定、同令第三十九條の三十一の改正規定、同令第三十九條の三十二の改正規定、同令第三十九條の三十四の三第一項第五号の改正規定、同令第三十九條の三十

五の四を削る改正規定、同令第三十九條の三十五の五の改正規定、同令第三十九條の三十六第十九項の改正規定、同令第三十九條の三十九の改正規定、同令第三十九條の三十九の二の改正規定、同令第三十九條の四十一第八項の改正規定、同令第三十九條の四十二第十六項の改正規定(同項を同令第十七項とする部分を除く。)、同令第三十九條の四十三第七項の改正規定、同令第三十九條の四十四第六項の改正規定、同令第三十九條の六十一の改正規定(同令第一項第五号に係る部分を除く。)、同令第三十九條の七十二の改正規定、同令第三十九條の七十四の改正規定、同令第三十九條の七十六第一項の改正規定、同令第三十九條の八十三第十四項の改正規定、同令第三十九條の八十八の改正規定、同令第三十九條の九十六第五項の改正規定、同令第三十九條の九十七の改正規定、同令第三十九條の九十八第一項の改正規定、同令第三十九條の九十九の改正規定、同令第三十九條の百八項の改正規定、同令第三十九條の百一第五項の改正規定、同令第三十九條の百六の改正規定、同令第三十九條の百七第六項の改正規定、同令第三十九條の百八の改正規定、同令第三十九條の百九の百九の改正規定、同令第三十九條の百九の三第五項の改正規定、同令第三十九條の百十五第一項第一号の改正規定、同令第二号の改正規定(「第六十八條の九十二第五項」を「第六十八條の九十二第六項」に改める部分及び同項を同令第五項とする部分を除く。)、同令第三項の改正規定(「適格合併等(次項において「適格合併」という。))の日」を「適格組織再編成(次項において「適格組織再編成」という。))の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次項において同じ。))に改める部分及び「事後設立法人(」を「現物分配法人(」に改める部分に限る。)、同令第一号の改正規定、同令第二号の改正規定、同令第三号の改正規定、同令

同令第三十九條の百六の改正規定、同令第三十九條の百七第六項の改正規定、同令第三十九條の百八の改正規定、同令第三十九條の百九の百九の改正規定、同令第三十九條の百九の三第五項の改正規定、同令第三十九條の百十五第一項第一号の改正規定、同令第二号の改正規定(「第六十八條の九十二第五項」を「第六十八條の九十二第六項」に改める部分及び同項を同令第五項とする部分を除く。)、同令第三項の改正規定(「適格合併等(次項において「適格合併」という。))の日」を「適格組織再編成(次項において「適格組織再編成」という。))の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次項において同じ。))に改める部分及び「事後設立法人(」を「現物分配法人(」に改める部分に限る。)、同令第一号の改正規定、同令第二号の改正規定、同令第三号の改正規定、同令

第四号及び第五号の改正規定、同条第六項の改正規定、同令第三十九条の百二十三の二の改正規定、同令第三十九条の百二十五の改正規定並びに同令第三十九条の百二十六の改正規定並びに附則第十六条、第二十五条、第二十九条第五項、第六項及び第八項、第三十条から第三十三条まで、第三十七条、第三十九条、第四十三条第四項、第五項及び第七項、第四十四条、第四十五条、第四十八条、第五十四条（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号。以下この号において「改正令」という。）附則第二十三条第四項の改正規定、改正令附則第二十七条第五項の表新令第三十六条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、改正令附則第二十八条第四項の改正規定、改正令附則第四十一条第六項の改正規定及び改正令附則第四十二条第四項の改正規定に限る。）、第五十五条第一項並びに第五十九条の規定
平成二十二年十月一日

附 則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。